

# 出産応援ギフトについて

## 【よくある質問】

**Q**所得制限はありますか？

**A**所得制限はありません。

**Q**双子を妊娠しました。出産応援給付金として10万円受け取ることができますか。

**A**出産応援ギフトについては、多胎児妊娠の場合も5万円の支給となります。

なお、出産後に支給する子育て応援ギフトは、5万円×出生児童数を支給します。

**Q**妊娠届出後に、人工妊娠中絶・流産・死産となりました。出産応援ギフトの支給を受けることはできますか。

**A**人工妊娠中絶の場合は、アンケートと面談をしていれば給付の対象となります。

流産・死産の場合は、アンケートと面談をしていなくても給付の対象となります。

**Q**妊娠届の際に体調不良などで妊婦本人が行けないときは、申請はできますか。

**A**妊婦本人との面談が必須条件なので、後日面談をした後の申請になります。

**Q**DV（ドメスティックバイオレンス）などにより、やむを得ず、住民票を元の市町村から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合どこに申請をすればよいですか。

**A**避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該市町村に申請することができます。

**Q**妊娠届を提出し甲斐市で面談を受け、その後、他の市町村へ転出しました。この場合どちらの市町村へ出産応援ギフトの申請をすればよいですか。

**A**原則として申請時に住民票がある所での給付となりますので、転出先の市町村で再度面談を受けて申請をしてください。